

令和9年度保育所(園)・認定こども園及び学童クラブの新規利用のご案内

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

11月2日(月)から利用案内及び申請用紙を配布しますので、利用要件に該当する場合に申請してください。

	保育所(園)、認定こども園	学童クラブ
配布場所	保育所(園)、認定こども園、すこやか子育て課	学童クラブ、すこやか子育て課
申請受付期間 及び場所	令和9年1月8日(金)9:00~14:00、9日(土)9:00~12:00 役場第二庁舎301会議室(書類受付のみ) お子さんの同伴は不要です。	
面接	令和9年1月12日(火)~15日(金)のうち 指定された日時(所要時間:15分程度) <u>必ずお子さんと一緒にご来庁ください。</u> 申請受付時に日時と場所を指定します。 指定日時に来庁できない場合は、 別途保育園と調整が必要です。	なし
利用要件	普段仕事をしている等のため、 日中、家庭において保育ができない場合	普段仕事をしている等のため、 放課後、家庭において保育ができない場合
対象	0~5歳児	小学新1~6年生
申請書類	認定申請書及び利用希望申込書、就労証明書等	申請書、就労証明書等

・認定こども園の幼稚園部分の利用希望の方は、各園にお問い合わせください。

・町外の保育所(園)の入所申請には、別途手続きが必要ですので、お早めにすこやか子育て課にご連絡ください。

令和9年1月下旬 社会保険料控除資料を送付

問合せ 税務課 町民税担当 ☎991-1833

確定申告・町県民税申告で使用する社会保険料控除資料を、本年中(令和8年1月~12月)の納付が確定した令和9年1月下旬に送付します。

対象保険税(料)	担当課
国民健康保険税	住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868
後期高齢者 医療保険料	住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎991-1884
介護保険料	いきいき福祉課 介護保険担当 ☎991-1886

社会保険料控除資料に記載されるのは普通徴収(納付書または口座振替)分です。年金からの特別徴収分は、日本年金機構等から送付される「公的年金等の源泉徴収票」に記載されますのでご確認ください。

年末調整等で事前に必要な場合

上の各担当課窓口で発行します。

本人・同一世帯の方・本人から委任を受けた方(委任状が必要)に対して発行することができます。マイナンバーカード等の本人確認ができるものをお持ちください。

国民年金保険料の 社会保険料控除資料を送付

問合せ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
050から始まる電話から ☎03-6630-2525

日本年金機構から、「令和8年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、対象者あてに送付されます。お手元に届きましたら、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
10月下旬~11月上旬に順次発送	令和8年1月1日~9月30日に国民年金保険料を納付された方
令和9年2月上旬	令和8年10月1日~12月31日に納付された方(令和8年1月1日~9月30日に納付された方は除く)

▶ 控除証明書が届かない方や紛失等により再発行が必要な方等、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するご相談は、「ねんきん加入者ダイヤル」までご連絡ください。

▶ 電子データの送付対象の方には書面での郵送は行われません。